

令和7年6月定例会 一般質問 富家章裕議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「こども達が自由に遊べる公園について」

○富家章裕 ただいまより、日本維新の会富家章裕、一般質問を行わせていただきます。

私は、昨年度まで本市の職員としまして、行政の現場に携わってまいりました。かつての上司や先輩方、また長年にわたり市政に尽力されてきた職員の皆様に対して質問という形で言葉を交わすことには、正直なところ、いささか恐縮の念を抱いております。しかしながら、今は市民の代表という新しい新たな立場をいただいた以上、市民の皆様の声をこの場に届け、かつて職員として果たせなかった思いや課題を政策という形で一步でも前に進めていく責任があると強く感じています。これまで職員、議員の諸先輩方が市民の皆様と共に築いてこられた歩みを大切にしながら、元職員としての経験を生かして、また職員時代に培いました市民の方、団体の方、関係機関の方、そういった方たちとのつながりを大切にしながら、今この時代に求められる変化や改善に丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は3つですね。1つ目が公園について、2つ目が保育士等の確保について、3つ目が広報紙について質問をさせていただきます。

それでは、1つ目の項目、1、子供たちが自由に遊べる公園について。

本市には、自宅から歩いていける小さな公園、都市公園法施行令で言う街区公園がたくさんあります。街区公園とは身近な遊び場で、面積の目安は2,500平方メートル、例えば縦横50メートルほどの広さです。こうした公園は、子供からお年寄りまで多様な人が日常的に集える場として期待されています。ところが、小学生の視点に立ちますと、多くの街区公園ではボール遊び禁止の看板が掲げられ、思い切りボールを投げたり蹴ったりとできず、遊び場を探すのに苦労しているような現状がございます。一方、公園のそばにお住まいの方からすると、フェンスの上からボールが飛び出し、家や歩行者や車に当たる危険への不安が絶えません。私自身も車で公園の近くを走っておったときに、ドッジボールが飛び出してきて、車の屋根に当たった経験がありまして、ひやとした記憶が残っています。子供たちが遊び場を求めて、公園ではなく道路に出てしまつて、交通安全の面で心配するような声も届いています。また、乳幼児を連れたお母さんたちは、砂場やベンチでほっと一息ついているときに突然ボールが飛んでくると身構えざるを得ません。さらに、壊れた遊具が長く修理されないまま、テープで封鎖されているような光景に、いつ直るんだろうという残念な気持ちになることもあると伺いました。

このように、同じ公園でも使う人の立場や年齢によって求めるものが大きく異なり、一つ

の正解を示すのは簡単ではありません。だからこそ、街区公園が本来果たすべき、近くで安全に遊べる場所という役割をもう一度丁寧に見詰め直し、利用者同士の安心感と楽しさを同時に高める方法を考える必要があります。本日の質問では、ボール遊びの在り方や遊具の安全確保、さらに不足している広さをどう補うのかといった課題を整理し、多様な立場の声を反映した街区公園の改善策を探ってまいります。

まず初めに、お伺いいたします。

市内に街区公園は幾つ設置されていますか。お尋ねいたしまして、壇上からの質問を終えます。

○都市創造部長 市内の街区公園は108か所ございます。

以上でございます。

○富家章裕 ただいまのご答弁で、市内には108か所の街区公園が設置されていることが確認できました。単純計算で1小学校当たり約10か所以上と、数の上では一定の整備が進んでいると感じています。

それでは次に、この108か所の公園の広さ、面積についてお伺いいたします。

都市公園法施行令にて、都市公園の規模として敷地面積の標準が定められています。街区公園は敷地面積0.25ヘクタール、正方形であれば50メートル掛ける50メートルが標準とされていますが、本市の街区公園のうち、0.25ヘクタールを満たす街区公園は幾つありますか。

○都市創造部長 敷地面積が0.25ヘクタール以上の街区公園は12か所ございます。現在は、地理情報システムを用いて、都市公園の充実に向けて、公園の再編等についても検討を始めているところでございまして、その再編においては、なるべく適正な面積が確保されるように工夫していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○富家章裕 ご答弁ありがとうございます。

108か所ある街区公園のうち、標準面積0.25ヘクタールを満たすものは12か所のみであるとのこと。全体の約1割にとどまっているという現状を理解いたしました。

そのことを踏まえまして、実際の街区公園のルールについてお尋ねいたします。

子供たちが自由にボール遊びのできる公園が欲しいといった市民の声を多く聞いています。一部の地区公園や近隣公園、街区公園より規模の大きな公園ですね、ではグラウンドが設置されており、ボール遊びができるようなところもあります。一方で、身近な街区公園ではボール遊びの禁止状況はどのようになっていますか。

○都市創造部長 現在、本市の街区公園においてはボール遊びを一律に禁止しておりません。公園利用者間の相互理解の下で、他の利用者に危害の及ばない範囲のボール遊びについては可能としております。ただし、公園の形状や利用者の年齢、遊び方によっては、他の公園利用者に危険が及ぶことが想定されることから、状況に応じてボール遊びを禁止している公園もございます。

以上でございます。

○富家章裕 ご答弁ありがとうございました。

街区公園では一律にボール遊びを禁止しているわけではなく、利用者同士の相互理解を前提に、安全な範囲で認めている一方、危険が想定される公園ではボール遊びを制限しているということは理解いたしました。禁止の判断に至る具体的な基準や理由を市民に分かりやすく示すことが納得と協力を得る上で極めて重要だと考えます。

そこで、もう一段掘り下げてお尋ねいたします。

なぜ一部の街区公園ではボール遊びがほかの公園利用者に危険を及ぼすことになるのか。その根本的な原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○都市創造部長 ボール遊びを安全に楽しむことができる十分な広さが確保できていないことが主な理由でございます。

以上でございます。

○富家章裕 ご答弁によりますと、街区公園の中には安全を確保できる十分な広さがないため、やむを得ずボール遊びを禁止しているケースがあるとのことでした。禁止の主な理由が安全確保のための面積不足であるということを理解いたしました。

続けてお伺いいたします。

他の公園利用者の安全や近隣への配慮の観点から、ボール遊びは比較的広い街区公園やグラウンドがある地区公園、近隣公園などでしていただきたいということでしょうか。

○都市創造部長 はい、議員おっしゃるとおりでございます。

○富家章裕 ご答弁を受け、ボール遊びについては、限られた公園面積の中で他の利用者や近隣住宅への危険を避けるためには、どうしても広い公園に移っていただくしかないというやむを得ない判断であるということが理解できました。公園の形状や周辺環境によってはボールが飛び出して、通行人や住宅に当たるおそれがある以上、安全と共存を図るための現実的な方策であると受け止めます。

そして、子供たちが自由にボール遊びができる公園が欲しいというご意見の反面、小さな子供が安全に遊べる公園が欲しいといった市民の声も聞かれます。

そこで、公園に設置している遊具についてお伺いします。

現在、公園で使用を禁止している遊具はどのくらいありますか。

○都市創造部長 現在使用を禁止している遊具は22基でございます。

以上です。

○富家章裕 ご答弁によりますと、市内の公園で現在使用禁止になっている遊具は22基とのことでした。全体の遊具数からすると一部かもしれませんが、実際に利用する子供や保護者にとっては、いつ直るのか、いつ遊べるのかという切実な問題です。安全を守るための措置であるということは十分理解できますが、子供が目にするたびに遊べない遊具が残っている現状は、早期の見直し提示が不可欠だと受け止めました。

そこで、現在使用禁止中の遊具を含め、遊具の更新や修繕をどのような計画と工程で進め

ているのか確認いたします。

遊具の更新及び修繕などの整備はどのように進められていますか。

○都市創造部長 令和6年3月に策定いたしました香芝市公園施設長寿命化計画及び令和5年度以降に実施しております公園遊具定期点検結果に基づきまして計画的に整備を行っております。令和7年度から令和10年度までの4か年度にて重点的に整備を行うこととしております。

以上でございます。

○富家章裕 ご答弁では、公園施設長寿命化計画、それと定期点検結果に基づき、令和10年度までの4か年で重点的に遊具の更新、修繕を進めるとのことでした。計画的に安全性を高めるスケジュールが示されたことは、保護者や子供たちに安心感を与える大きな前進であると受け止めます。遊具の更新は、既存公園の安全確保に直結する取組ですが、そもそも狭小な公園がこれからも生まれ続ける状況が続けば、十分な広さが確保されていないという状況は変わりません。

そこで次に、開発行為に伴って設置される公園について、不必要に小さな公園を増やさない仕組みを考える必要があると考えます。といいますのも、一定規模の住宅開発やマンション開発が行われるような際には、その開発区域の3%の広さの公園や緑地をつくらなければいけない制度になっており、ちょっとした住宅開発の連続に伴い、小さな公園が次々と設置される事例もあるのではないかと考えています。

そこで、伺いたいします。

開発行為により設置される公園について、狭小な公園が不必要に設置されないような検討が必要であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○都市創造部長 都市計画法施行令第25条第6号の規定により、開発行為により設置される公園について、開発行為の周辺に相当規模の公園、緑地または広場が存する場合等には設置を不要としていることから、周辺の公園の設置状況を踏まえて、狭小な公園が不必要に設置されないように検討していくべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○富家章裕 ご答弁から、開発行為に伴う公園設置については、周辺に相当規模の公園や広場があれば、狭小公園の新設を不要とできる仕組みを既に採用されていることが確認できました。狭小公園の乱立を抑える明確な根拠をお示しいただいた点は、市民説明の上でも大きな前進と受け止めました。一方で、既存計画では、公園が不足している地域の存在が指摘されています。不足区域をどう補うのか。また、狭小公園を避けつつ新設を検討する際の考え方を市民に分かりやすく示す必要があります。

そこで、本市の計画との整合性を踏まえた新たな公園整備の方針についてお尋ねいたします。

公園の整備については、香芝市都市計画マスタープラン及び香芝市立地適正化計画にて公園の整備促進や公共空間の活用が示されています。また、香芝市みどりの基本計画におい

て、公園等が不足している地域が明らかになっています。新たな公園の整備についてはどのように考えていますか。

○都市創造部長 現在は地理情報システムを用いて、都市公園の充実に向けて、公園の再編等についても検討を始めているところでございます。その再編においては、なるべく適正な面積が確保されるように工夫していきたいと考えております。

また、特に鎌田小学校区等については十分な面積が確保された公園が少ない状況にあることが分析の結果として分かっております。用地取得や財源獲得の可能性等も考慮しながら、公園の整備を検討している段階でございます。

以上でございます。

○富家章裕 ご答弁から、新たな公園整備については、用地が確保できるなどの一定の条件が整えば、周辺公園の配置バランスを踏まえて検討するというふうにお答えいただきました。狭小公園の乱立を避けながら不足区域を補う姿勢は、市民の実感に沿った前向きな取組であると受け止めます。ただし、用地の確保には時間がかかるため、整備が実現するまでの間に子供たちの遊び場をどう確保するのかが引き続き問題になります。

そこで、現実的な対応について伺います。

現実的な対策として、学校の校庭開放を充実することが望ましいと考えます。現状、児童への開放はどのようになっていますか。

○教育部長 平日は全ての小学校おおむね17時まで開放してございます。ただし、冬季等においては16時30分までとしている学校もございます。

以上です。

○富家章裕 子供たちが放課後に気軽にボール遊びや運動を楽しめる場が平日であればおおむね17時まで、全ての小学校の校庭を開放しているとのことご答弁いただきました。確保されているのは大変心強いことです。そうしますと、気になるのは、放課後は自由遊びの児童と団体利用が同時時間帯に重なるケースが想定されます。

そこで、伺います。

放課後、一旦家に帰ってから小学校に遊びに来る児童とスポーツ少年団等の団体であったり学童保育の児童が同時に校庭を利用する場合があるかと思いますが、安全の確保はどのようにされていますか。

○教育部長 安全の確保については、児童に対しては各学校において安全面及び健康面を重視して規則を定め、例えば金属や木製のバットではなくプラスチック製を使用するなど使用可能な遊戯用品等について指導を行っております。利用申請をされた団体に対しては、利用を許可する時点で、教育総務課におきまして、火気の使用禁止などの安全面において留意事項等を周知してございます。

以上でございます。

○富家章裕 各学校が安全・健康面に配慮したルールをつくり、児童への指導を行っているほか、団体利用時には教育委員会から安全面の留意事項を周知しているとのことでした。自

主利用と団体利用の両立について一定の仕組みが整えられている点を伺い、安心いたしました。

まとめといたしまして、ボール遊びを中心に子供たちが安全に遊べる場所の確保に関して質問してきました。さきに申し上げましたが、公園は香芝市都市計画マスタープラン及び香芝市立地適正化計画にて整備の促進が示されています。香芝市みどりの基本計画においても公園等が不足している地域が明らかになっていることから、適正な規模や配置条件により公園整備を推進していただき、先ほどお聞きしました香芝市公園施設長寿命化計画などに基づいて適正な管理をお願いいたします。あわせて、整備には一定の期間を要しますので、現実的な対策といたしましては、引き続き既存ストックである学校施設の校庭を最大限に活用し、子供たちの運動機会を確保していただくよう強く要望いたします。将来的には、子供たちが自宅の近くで安心して走り回り、地域全体が笑顔でつながる香芝の公園ネットワークを築いていただくことを心から期待し、1つ目の質問を終わります。

「保育士等確保のための方策について」

○富家章裕 続きまして、2つ目の項目、保育士等の確保のための方策について伺いいたします。

全国的に保育士が足りていないと言われている状況の中、本市の保育現場でも例外ではなく、先生を探す苦労が続いています。特に開園が午前7時半、閉園が午後7時という長時間保育が当たり前になったことで、早朝と夜のシフトを引き受けてくれる人を確保するのが大きな課題になっています。その結果、紹介料や手数料が必要になってくる人材紹介会社であったり派遣会社に頼らざるを得ない現状もあるのではないかと考えています。そういった部分で費用負担が膨らむことで、保育の質を高める取組が後回しになる懸念が生じています。

民間の保育施設、学童保育所におけるこうした状況を根本的に改善するためには、まず現在の市から民間への支援制度が現場でどこまで役に立っているのかを点検し、必要に応じて仕組みを見直すことが欠かせません。さらに、まだ活用していない補助金制度があれば積極的に導入し、補助者の活用や資格取得支援を組み合わせ、朝夕の人手不足を解消する道を探る必要もあります。加えて、公立の保育施設では、保育ICTの導入などデジタル化による業務効率化も人手不足を和らげる重要な鍵になると考えます。

こうした課題と方策を整理し、分かりやすく示すことこそ市民の信頼と協力を得る近道になるはずです。本日は、その第一歩として、現場の実情を共有し、具体的な改善策を探るための質問を用意いたしました。どうぞ前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、伺いいたします。

本市の民間保育施設における保育士の確保状況はどのような様子でしょうか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

全ての民間保育施設において、延長保育等の特別保育も含めて、支障なく運営ができる保育士数を確保されております。一方で、依然として保育士の確保が難しいという声は聞いてございます。

以上でございます。

○富家章裕 ただいまのご答弁では、必要な人数は足りているとの説明でした。けれども、急な退職であったり、長いお休みが重なれば、一気に人手不足になるおそれもあります。だからこそ、ふだんから一定の余裕をつくっておくことが大切だと感じます。しかし、民間の園が努力だけで乗り切るには限界があり、市の後押しが欠かせません。分かりやすい支援と仕組みを整え、園と市と一緒に人材を育てることが必要だと考えます。その前に、どのような支援が既にあるのか、整理して共有したいと思います。

そこで、お伺いします。

本市が今民間の保育所、認定こども園、また小規模保育所向けに活用している人材確保についての国の補助制度にはどのようなものがありますか。その内容と目的を、具体例を交えて教えてください。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

市内の民間保育施設に勤続する保育士等に対しまして一時金を給付し、就職を促進する民間保育所等保育士確保対策事業や支援が必要な児童の加配に対する経費を補助する障害児保育質向上事業、保育補助者を保育に係る周辺業務に活用することで保育士が働きやすい環境を整備する保育体制強化事業を活用してございます。また、令和7年度からは、事業者が保育士の宿舎を借り上げる費用を補助する保育士宿舎借り上げ支援事業を新規で開始しているところでございます。

○富家章裕 今のご答弁で、市は就職したときのお祝い金であったり、障害のある児童を支える先生の人件費であったり、保育補助者を雇うお金など、国の補助を幾つも組み合わせているということが分かりました。さらに、今年度からは新たに借り上げ社宅の補助も始まり、遠くから来る先生が住む場所を確保しやすくなる取組も進められています。こうした支援で先生が入りやすく続けやすい園づくりが前に進んでいると感じます。ただ、市から出す補助が増えるほど市の財政の負担は大きくなります。全てを同じ力で続けるのは難しいと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

たくさんある国の補助金の中で、どれを優先して採用するのか。市は、どのような基準や考え方で決めているのでしょうか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

国や奈良県の補助事業を活用する場合におきましても、事業の経費の総額をそれらで賄うことはできず、本市の一般財源を充てる必要があり、本市の一般財源には限りがございますことから、保育士の確保に当たり、特に有効な事業を優先的に選択しているところでございます。

○富家章裕 ただいまのご答弁では、市は予算に限りがあるため、特に有効と考える事業から順に選ぶという方針を取っていると分かりました。全てを一度に実施するのは難しいという現実を踏まえ、優先度を明確に決める姿勢は理解できます。ただ、市が選ばなかった事業の中にも現場で役立つ隠れたチャンスがあるかもしれません。

そこで、まだ採択には至っていないメニューの中で効果が期待できそうなものを洗い出し、検討材料を増やすことも大切だと考えます。特に近隣の市町が導入している保育補助者雇上げ強化事業はその一例と言えるのではないのでしょうか。

次に、お尋ねいたします。

保育補助者雇上げ強化事業とは、具体的にどのような内容で、どのような効果が見込めるのでしょうか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

保育補助者雇上げ強化事業は、保育士資格を持たない保育補助者を雇い上げることで保育士の業務負担を軽減し、保育人材の確保を目的とするものでございます。本事業の実施要綱に「保育補助者は、保育に関する40時間以上の実習を受けた者等とする」ということ及び「事業者は、保育補助者の保育士資格取得に向けた支援をすること」が記載されていますことから、無資格者が現場で経験を積みながら資格取得を目指す場合に後押しとなることが期待できるものでございます。

○富家章裕 こちらの保育補助者雇上げ強化事業、国の補助要綱では必要となる経費を国が4分の3、県が8分の1、市が8分の1ずつ負担することになっているということで理解しておりますが、ただいまのご答弁で、保育補助者雇上げ強化事業は資格を持たない補助者を雇う費用の大半を国が補助してくれる制度だということが分かりました。この制度は、今いる先生の負担を減らしながら、未来の保育士を育てる入り口にもなる仕組みだと受け止めます。市としては、園がこの制度をもっと気軽に活用できるよう、情報提供や成功事例の共有、申請サポートを強化することも大切だと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

保育補助者雇上げ強化事業は近隣の市町でも導入されており、さらにその市独自で加算を上乗せして、保育士確保に努めているところもあります。本市が人材確保競争で後れを取らないよう、民間保育施設のニーズに応じて、前向きに活用を検討することはできるのでしょうか。

○子ども家庭部長 保育補助者雇上げ強化事業は、保育補助者を雇用することによる保育士の業務負担軽減の内容や職員の雇用管理、勤務環境改善に関する取組、資格取得時期の見込み等を含めた計画の作成を事業者に求めるものでございますため、実情といたしましては、民間保育施設からの希望は限定的であり、本事業による保育士資格の取得につながるようであれば、需要に応じて活用を検討してまいります。

○富家章裕 ご答弁では、この制度を使うには、先生の業務負担をどのように減らすのか、職場をどうよくしていくのか、補助者がいつ資格を取るのかなどをまとめた計画が必要で、

その準備が園にとっては大変だということが分かりました。そのため、今は手を挙げる園が少ないものの、市は資格取得につながるなら検討したいと答弁いただきました。先生の業務負担を減らしながら未来の保育士を育てられる、この制度が持つ2つのメリットを市と園がうまく生かしていけることを期待いたします。

続けて、民間学童保育所への支援の拡充について通告させていただきましたが、今回は割愛いたしまして、今後さらに私自身が調査研究を重ねた上で、必要に応じて、改めて取り上げさせていただければと存じます。

続きまして、公立保育所等のD X化による職場環境の充実についてお尋ねいたします。

I C Tサービス「コドモン」について、令和7年5月末時点でどのような機能を使用していますか。

○子ども家庭部長 公立保育所等におきまして、保護者連絡の利便性の向上及び職員の業務負担の軽減を図ることを目的として、令和7年2月より保育・教育施設向けのI C Tサービス「コドモン」の利用を開始してございます。令和7年5月末時点では、登降園の管理、保護者からの欠席等の連絡、園内連絡及び午睡チェックの記録に関する機能を使用してございます。

以上でございます。

○富家章裕 ご答弁から、公立の保育所、認定こども園、幼稚園では令和7年2月からコドモンを導入し、既に登降園の打刻であったり欠席連絡などの機能が動き始めているということが分かりました。これにより、保護者はスマホで簡単に連絡ができ、先生たちも電話対応や紙の集計が減って、業務が改善されつつある点を理解いたしました。午睡チェックとおっしゃいました。お昼寝チェックですかね。ゼロ歳児では5分置きに呼吸等の状態をチェックする、こういった機能もデジタル化されたことにより先生はタイムリーに安全確認に集中でき、記録ミスも減ると期待できます。

では、コドモンを導入したことに対し、現場の先生たちの反応はいかがでしょう。

○子ども家庭部長 保護者からの電話対応が格段に減ったこと及び各保育士のタブレットからオンタイムで連絡内容を確認できるようになりまして、保護者対応に係る時間を大幅に削減できたことにより、保育の準備時間にゆとりが持てるようになったと聞いてございます。

○富家章裕 電話対応がぐっと減り、タブレットで連絡を確認できるようになった結果、先生たちの準備にゆとりが生まれたと伺いました。これは、デジタル化が先生の負担を軽くし、子供と向き合う時間を増やせることを証明する、分かりやすい成果だと受け止めます。先生に心の余裕ができれば、保育の質もさらに上がるのではないのでしょうか。せっかく生まれたゆとり時間を研修や遊びの計画づくりなど子供に還元できる形で、さらに生かしていただくことが大切だと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

今後、このコドモンをどのように展開していく予定でしょうか。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

令和7年6月からは、園だよりや市からの通知、災害時緊急連絡等を保護者に通知するためのお知らせ配信を活用する予定であり、現在テストの実施に向けて準備を進めてまいります。また、園での様子を保護者にお知らせする連絡帳機能や、指導案や保育記録の作成機能、アンケート機能についても運用方法等を検討しているところでございます。

以上でございます。

○富家章裕 今月から園だよりや緊急連絡をアプリで一斉配信する準備が進んでいると伺い、保護者への情報伝達が一段とスムーズになることが分かりました。また、連絡帳や保育記録までデジタル化できれば、先生は紙の記入に追われず、子供と向き合う時間をさらに増やせると期待します。また、アンケート機能を使えば保護者の声を手軽に集められ、サービス改善のサイクルも早まります。例えば保育所でのお布団の持ち帰りの負担を減らすことができるお昼寝コット、備付けの簡易ベッドですね、であったり、おむつの持込みの負担を減らすことができるおむつのサブスクといった、そういった民間のサービスがございますので、そういったサービスについてニーズアンケートをしていただくなど、便利な機能を段階的に広げていきながら、より便利な環境を整えていく取組も進めていただきたいと思います。

まとめとしまして、保育施設が安心して人材を育てるためには、市による財政支援や環境の整備が欠かせません。県内を見渡しても、国からの補助メニュー以外に独自の補助を行い、待遇の充実を図っている自治体があります。本市は交通アクセスがよく、とりわけ大阪府と隣接しているため、よりよい条件を提示する近隣自治体があれば、人材がそちらへ流れやすい土地柄です。だからこそ、他市町の取組を研究し、本日上げました保育補助者雇上げ強化事業以外にも、民間学童への補助メニュー、処遇改善事業であったり、障害児支援加算事業であったり、もろもろございますが、本市に適するような補助メニューがありましたら積極的に活用し、保育士等がここで学び、ここで働きたいと思える環境を整えていただきたいと思います。民間施設で人材が育つことは、地域全体の底上げにつながり、公立施設も含めた保育士確保の好循環を生むことにつながります。民間で経験を積んだ人材が地域に根づけば、将来的に公立施設にもスムーズに人が回り、子供たちに安定した保育を提供しやすくなるのではないのでしょうか。ぜひ、市としては先を見据えた支援策を講じ、民間と公立が共に支え合う、強い保育基盤を築いていただくようお願い申し上げ、2つ目の質問を終わります。

続いて、3点目、リニューアルされた広報紙につきましてですね。

本市の広報紙は、これまで市民が主役という理念の下、シビックプライドを育む紙面づくりに力を注いでこられたと感じています。行政のお知らせと生活情報を切り分け、広報紙本体で物語のある特集を中心に据えてきたのも、市民の顔が見える紙面を目指した結果だと受け止めています。

例えば今までであれば、楠木正成であったり、恵心僧都源信であったり、そういったことに

焦点を当てた歴史企画、また地域に伝わる民話「きつねの井戸」であったり、「たんだの椿」であったり、実地取材で掘り起こした企画など、私たちのまちにはこんなルーツがあると語り継ぐ試みを重ねてられました。こうした特集では市民インタビューを行い、その熱い思いを紙面に載せることで、読む人が次の行動へ踏み出す後押しとなるような仕組みがありました。

ところが、近年これらの要素が徐々に薄れ、広報紙が単なる情報掲示板のように感じられる場面が増えています。このまちらしさが紙面から消えつつあるのではないかと懸念していました。今回のリニューアルは、その流れを変える大きなチャンスだと期待していましたが、実際にはカラー化、レイアウト刷新にとどまり、市民を主役に据える編集方針までは深掘りされていないように映ります。

S N Sや動画など多様な情報媒体が広がる中で、広報紙の役割や優先度が移ろいつつあるのかもしれませんが、しかし、紙媒体には、手に取ってじっくり読むという強みがあります。全国広報コンクールの入賞作を拝見すると、生き生きとした市民活動や地域の宝物が紙面全体に躍動し、読む人の誇りと行動を自然に喚起していることがよく分かります。本市の広報紙も、地域への誇りと行動を生む装置という原点をもう一度思い出す必要があるのではないのでしょうか。頑張る人や団体を紹介し、知られざる文化や歴史文化を掘り起こし、時には誰もが知るような魅力をあえて振り返る、そのような紙面こそが住み続けたいまちへの愛着と自信を育てると考えます。

今回の質問では、そういった視点から広報紙の在り方を改めて整理し、次の一步につながることを期待して、お尋ねさせていただきます。

今、多様な情報発信媒体がある中で、広報紙の位置づけをどのように考えていますか。

○市長公室次長 お答えいたします。

広報紙は、その他の媒体に比べて見読性に優れ、読みたいときにすぐに手にすることができるといふ利点がございます。このことから、広報紙は今後も維持する方向で、紙媒体ならではの利点を生かした情報を発信できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○富家章裕 ただいまのご答弁では、印刷版の広報紙は手に取ってすぐ読める見やすさが最大の強みであり、今後も紙ならではのよさを生かしながら発行を続ける方針だと分かりました。スマホやS N Sが当たり前になった今でも、紙をめくって読む安心感が市民に根づいているという評価は納得できます。一方で、デジタル媒体とのすみ分けを明確にしないと、同じ情報を何度も目にして、結局どれを見ればいいのかと戸惑う声も出かねません。紙で届ける価値を高めるには、ほかの媒体では得られない読後の満足感や保存しておきたくする面白さを狙うことが大切だと受け止めました。

そこで次に、お伺いします。

昨年度まで広報紙は毎月5日発行のお知らせ版と21日発行の広報「かしば」とに分かれていましたが、それぞれにどのような役割を持たせていましたか。

○市長公室次長 お答えいたします。

広報「かしば」は、市の魅力発信や市民の郷土愛を醸成するための情報の発信に特化した役割を担う広報紙として、またお知らせ版は、一般的な市政に関する情報を発信する役割を担う広報紙として、それぞれ位置づけてございます。

以上でございます。

○富家章裕 広報紙がじっくり読む面白さ、お知らせ版がすぐ分かる便利さを担い、2冊でバランスを取っていた、この2本立てが機能していたからこそ、市民は知りたい情報を種類に合わせて選ぶことができ、読みやすさが保たれていたと受け止めます。

そこで次に、伺いたいします。

現在の統合版、広報「かしば」にはどのような役割を期待していますか。

○市長公室次長 お答えいたします。

広報「かしば」は市の情報発信の手段の一つでございますが、SNS等の媒体が存在しない頃から市民が市の情報を知ることができる大切な情報を担っておりまして、現在におきましても市民が市の情報を得る手段として利用される割合が最も高いものであると考えております。そのため、統合後の広報「かしば」につきましては、これまでの広報紙がそれぞれ有していた役割を備えた上で、情報の必要性和有用性の観点から、より充実した情報を掲載していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○富家章裕 続いて、広報紙の各コーナーについてお尋ねいたします。

市政トピックス、このコーナーの設置の目的は何でしょうか。

○市長公室次長 お答えいたします。

市政トピックスは、本市の新たな取組やその進捗、重要な出来事、より参加を促したいイベントなど、本市が最も伝えたい情報の掲載を目的としておりまして、取組の実施に係る経緯、方針、市民の参画の仕方などを掲載することにより、市民の方々が市の取組を理解し、参画する意欲を高めていただくことにつながるものと考えております。

以上でございます。

○富家章裕 続いて、特集ページについてはどのような内容を掲載するのでしょうか。

○市長公室次長 お答えいたします。

特集ページは、表紙を開いてすぐの見開き2ページ以上を用いて、写真やデザインを工夫して、魅力的な情報発信をすることができるものでございます。掲載する内容といたしましては、市政の情報のさらなる充実に資するものでございまして、市民の方々にとって身近で共感することのできる地域課題や市民の関心が高いテーマ、市の魅力向上に資する市民活動などに着目したものでございます。

以上でございます。

○富家章裕 ただいまのご答弁で、特集ページは表紙を開いてすぐの見開きで、写真やデザインを自由に使いながら、読んでわくわくする内容を届けるページだと分かりました。市政

の詳しい説明だけでなく、身近な地域課題や市民の活動、歴史文化の歴史も取り上げることで、読者が自分事として感じられる紙面を目指しておられるのではないかと感じます。こうした特集が今後充実すれば、紙面を開いた瞬間に引き込まれ、もっと読みたいという気持ちが自然に生まれるのではないのでしょうか。

続けて、お尋ねいたします。

ひと・まち・かしばのコーナーについてはどのような内容を掲載するのでしょうか。また、掲載に当たって、昨年度までの広報から変化は見られますか。

○市長公室次長 お答えいたします。

ひと・まち・かしばは、特定のまちの出来事や人物を写真とともに掲載し、紹介するところでございます。まちの出来事や人物を記事にすることで、その地域の魅力を伝え、市民の共感を得て、関心を高めることにもつながると考えてございます。令和7年度から全てのページをフルカラーで印刷するようにしたことで、写真に掲載された人の表情がより分かりやすくなりましたので、その人の情熱や姿勢を効果的に伝え、共感を生み出すことができるように、その見せ方などを工夫したいと考えてございます。

以上でございます。

○富家章裕 では、最後にお尋ねいたします。

お知らせ欄については、いろんなイベントごとや情報、募集情報を載せているページですが、本市独自の情報を優先するとともに、県の広報誌に掲載されるべき情報と重複するようなものについては本市の広報紙には掲載しないなどの整理をする考えはございますか。

○市長公室次長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、広報紙には本市の施策や制度、行事を優先的に掲載し、広報紙と同時に配布される奈良県の広報誌「県民だより奈良」とは重複しないように留意し、広報紙の作成を行うことに努めたいと考えております。

以上でございます。

○富家章裕 ご答弁ありがとうございます。

今のご答弁で、各コーナー、どういう目的を持って編集されているのかがよく分かりました。まだリニューアル後の広報につきましてはいろいろ試行錯誤を重ねてられる状況だと思いますので、これを一朝一夕に今おっしゃったような理想に近い形に持っていくのは少し時間がかかることだとは思いますが、丁寧に編集方針を組み立てていただきまして、今後もより市民に親しまれる広報づくりを進めていただけたらとお願いいたしまして、本日の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。